

事業主の皆様

従業員の個人住民税は 特別徴収で納めましょう！



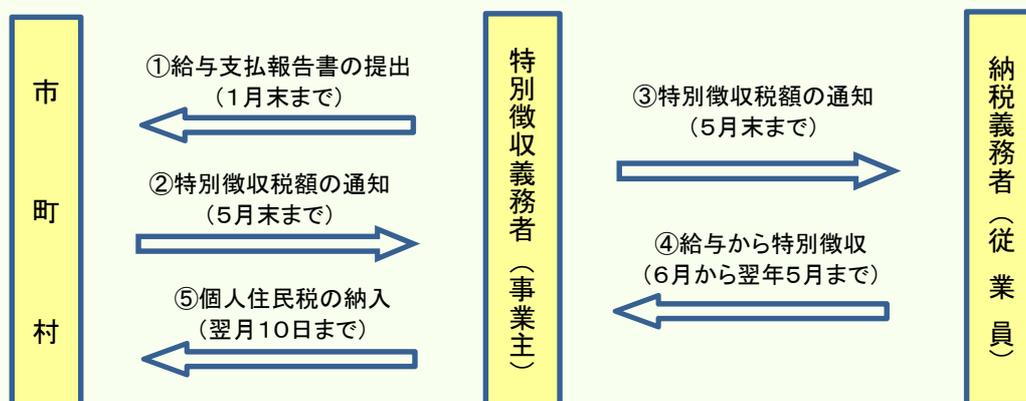
個人住民税の特別徴収とは？

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）の方が、従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から、あらかじめ個人住民税を差し引いて徴収し、納税義務者である従業員に代わって、各市町村に納入していただく制度です。

個人住民税の特別徴収義務者とは？

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として指定されており、所得税と同様に従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収による納税のしくみ



各市町村は、毎年1月末までに事業主の方から提出された給与支払報告書などをもとに個人住民税を計算し、毎年5月末までに事業主の方へ1年分の税額を通知します。
事業主の方は、通知された税額を月々の給与から差し引いて徴収し、翌月の10日までに各市町村に納入していただきます。

■ 従業員の皆様にとって大変便利な制度です。■ [裏面もご覧ください](#)

個人住民税特別徴収 Q & A

Q 特別徴収は新しい制度なのですか？

A 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市町村条例に規定されています。

Q なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか？

A これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。

Q 特別徴収によってどのようなメリットがありますか？

A 事業主の皆様には、所得税のように、税額の計算や年末調整をしていただく手間はありません。

従業員の皆様には、次のようなメリットがあります。

- ・ 従業員一人ひとりが金融機関等へ納税に出向く手間を省きます。
- ・ 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの負担額が少なくなります。
- ・ 月々の給与等の支払いの際に差し引きされるため、納め忘れがありません。

Q 新たに特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか？

A 毎年1月末までに提出していただく給与支払報告書(総括表)の「報告人員」欄に、特別徴収する人数を記載し、各市町に提出してください。また、年度の途中からでも特別徴収を開始することができます。なお、詳しくは下記の各市町にご確認ください。

■ ご理解とご協力をお願い申し上げます。



このチラシの
お問合せ先

堺市市民税管理課特別徴収係	☎ 072-228-7043
泉大津市税務課市民税係	☎ 0725-33-1131
和泉市税務室市民税担当	☎ 0725-41-1551
高石市税務課市民税係	☎ 072-265-1001
忠岡町税務課町民税係	☎ 0725-22-1122